

I ①: **憲法98条1項**: 「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない。」(強調付加)

②: 【2012年12月衆院選(小選挙区)】は、憲法98条1項の「國務に関するその他の行為」である。

③: ところで、最高裁は、ズバリ、  
【2012年12月衆院選(小選挙区)】は、違憲状態と判決した。

④: よって、【2012年12月衆院選(小選挙区)】は、違憲状態の「國務に関するその他の行為」である。

⑤: 従って、【2012年12月衆院選(小選挙区)】は、憲法98条1項に基づき、「その効力を有しない」。

⑥: そのため、【2012年12月衆院選(小選挙区)】で当選した議員は、憲法98条1項に基づき、【憲法の要求する選挙に当選したことにならない人】(即ち、【国政の無資格者】)でしかない。

⑦: 結局、違憲状態議員たる違憲状態首相は、憲法98条1項に基づき、

## 国政の無資格者

である。

II 【選挙は、違憲状態。しかし、選挙は、有効】  
の違憲状態判決は、デタラメ判決である。

比喩として、【2012年12月衆院選(小選挙区)】を運転免許試験に当てはめて考えてみれば、違憲状態判決の底抜けの【デタラメぶり】が、よく分かる。

即ち、裁判所は、

『①【2012年12月の運転免許試験】(但し、2012年12月の衆院選(小選挙区)の比喩)の正規の合格基準ルールは、【100点満点中90点】であった。↗

ところが、2012年12月の運転免許試験の合格基準は、45点であった。

この【45点の合格基準】は、正規の【90点の合格基準ルール】に反する状態である。

②しかし、2012年12月の試験日の時点では、未だ【45点の合格基準】を是正するための裁量期間が満了していないので、都道府県公安委員会は、今後行う試験で、この【45点の合格基準】を是正できる。

③よって(???上記②は、全く理由になっていない!!!)、【2012年12月の運転免許試験】の45点の受験者に発行した運転免許証は、有効である旨

判決したようなものである。

小学生ですら、2012年12月の試験で、100点満点中45点の人が、「運転免許証」をもらって、一般道を走行するのは

# 「怖～い！」

と考える。

更に、同【違憲状態判決の言渡し行為】は、憲法98条1項の「(憲法)の条規に反する…國務に関するその他の行為」に該当する。

よって、同違憲状態判決文中の「選挙は有効である」旨の部分の【判決の言渡し行為】は、憲法98条1項により、「その効力を有しない」(=無効である)。

III 【違憲状態首相】は、憲法98条1項に照らし、いわば、【1億2500万人強が乗っている超大型バス】の

## 無免許 逮捕

運転手である。

無免許運転手が、一般道で、警察官の制止を振り切って、走行を続けたら、即、

即ち、無免許運転は、これ程迄に許せない【違法行為】である。

IV 「裸の王様」は、裸とはいえ、「本物の王様」である。にせ偽王様ではない。にせ医師国家試験に合格していない無資格医者は、偽医者である。

違憲状態首相は、憲法98条1項に基づき、国政の↙

# 無資格者

であるので、無資格という点で、偽医者と同じである。

## 正当性が無い。

V 『集団的自衛権行使を「憲法解釈の変更」の閣議決定で容認するのは、違憲である』との議論がある。

しかし、この議論は、

違憲状態首相を【本物の首相】と誤解して、議論を組み立てるという  
である。

この論者は、脳天のド真中をハシマーでたたき割るような【根源的本質論】

(即ち、違憲状態首相=憲法98条1項に基づく【国政の無資格者】=【本物の首相】ではない。)に気付いていない。【無資格首相が、閣議決定で憲法解釈の変更をする】など、

## 正常ではない。

文責:弁護士 升永英俊 TMI総合法律事務所

弁護士 伊藤真 伊藤圭吾

あなたの選挙権が何票の価値

かチェックしてみましょう。

<http://www.ippyo.org/>



一人一票

検索



1人

1票

1人

06票

お問い合わせ: ippyo@ippyo.org Fax:03-3780-3221

連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

一人一票実現国民会議